

## 随意契約理由書（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号該当）

工事名称：大阪府立青少年海洋センターファミリー棟高圧受電設備改修等工事

府立青少年海洋センターファミリー棟（以下「海風館」という。）は、青少年の健全育成を目的としたレクリエーションの場である府立青少年海洋センターに隣接する宿泊施設として、平成 6 年 7 月に泉南郡岬町淡輪に設置された府立施設で、平成 23 年度より府からの委託料ゼロを条件とし、指定管理者による運営を行っています。

海風館は、コロナ禍による経営状況の悪化により、前指定管理者（令和 2 年度末で指定管理期間満了）からの申し出により、令和 2 年 11 月から臨時休館しました。また、令和 3 年度からの新たな指定管理者の公募を行うも応募が無く、令和 3 年 4 月からは電力はじめ設備系統を完全に停止した状態での臨時休館となっています。令和 3 年度に、再度、指定管理者の募集を行ったところ、ようやく 1 者（地元 NPO からなる「ソーシャルリゾートみさき」）からの応募があり、令和 4 年 4 月 1 日からの運営再開に向け準備を進めてきました。

ところが、長期間にわたる休館の影響により、施設内の電気設備の点検において、電気設備内の制御装置・回路等の不良箇所が確認され、不良箇所特定のため令和 4 年 3 月 11 日に実施した耐圧試験において、高圧引込ケーブル絶縁体の劣化も判明し、運営開始のために電気設備及び高圧引込ケーブルの改修・取替を行う必要が生じました。

一刻も早く海風館の営業を再開し、府民利用に供するためには、直ちに当該電気設備等の改修を行う必要があることから、当該施設の電気設備の内容、構造に精通している事業者への早期発注が必須です。そのため、過去から海風館の指定管理者から設備改修工事を受注しており、当該発注の令和 2 年度の仮設電源の引き込み工事も誠実に施工した福尾電気と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、急迫を要する工事であることから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 9 号（天災地変、感染症の流行その他の客観的理由の急迫を要する場合にかかる契約で、価格の比較を行ういとまがないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。

<参考：その他状況等>

- ・今回改修を予定している「高圧引込ケーブル」の材料である銅テープの調達難が世界的に広がっており、電線メーカーの多くが新規受注や納期回答を停止しているため、高圧引込ケーブルの納品・施工を含めた工期は約 10 カ月となる見通しです。
- ・ソーシャルリゾートみさきは、令和 4 年 4 月 1 日から、府からの委託料も無く、施設利用料収入も得られない状況で海風館の運営を担っており、運営再開の遅延は指定管理者の損失を拡大させ、大阪府への求償リスクを高める状況にあります。また、これ以上設備系統の停止期間が長期化すれば、さらなる設備等の改修リスクを高める懸念もあります。